

希少野生動植物種保存基本方針の変更に係る検討について

1. 経緯

- 平成 29 年 6 月 2 日、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布。
 - 改正法の内容については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第 6 条に規定する希少野生動植物種保存基本方針（以下「基本方針」という。）に反映させる必要がある。
 - また、中央環境審議会の答申（平成 29 年 1 月）及び改正法案への附帯決議（衆議院・参議院）において、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（平成 26 年 4 月、環境省）」（以下「保全戦略」という。）を基本方針に反映させ、閣議決定することが求められている。
 - 以上を踏まえ、改正法及び保全戦略の内容を基本方針に反映させるため、基本方針の変更について検討する。なお、基本方針の変更案の作成にあたっては、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴くこととしている（種の保存法第 6 条）。
- ※保全戦略の内容は基本方針にすべて反映されるわけではない（基本方針の内容に馴染まない個別具体の事例等を除いて反映させる）。このため、保全戦略については、引き続き活用を図る。

（参考）

希少野生動植物種保存基本方針

（種の保存法第 6 条第 5 項）この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物種保存基本方針と調和するものでなければならない。

絶滅のおそれのある野生動植物種の保全戦略

生物多様性国家戦略の国別目標 C-2（絶滅危惧種の個体数の減少防止等）の達成に向けて、環境省として、我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開について示したもの。

2. 検討の流れ

平成 29 年

- 10 月 25 日 中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会
・ 諮問及び変更事項（案）の審議
- 11 月 15 日 第 1 回 基本方針検討会
・ 関係団体ヒアリング
・ 変更すべき内容の検討
- 12 月 27 日 第 2 回 基本方針検討会
・ 変更原案の検討、とりまとめ

平成 30 年

- 1 月 18 日 中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会
・ 変更案（パブコメ案）の審議
- 1 月 26 日 変更案のパブリックコメント
～ 2 月 24 日
- 3 月 8 日 中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会
・ 変更案のとりまとめ、答申
- 3 月～ 4 月 各省協議を経て閣議決定
- ※ 6 月 1 日 改正種の保存法施行